令和５年９月

**福祉**

**公益財団法人キリン福祉財団**

**令和６年度「キリン･福祉のちから開拓事業」公募助成のご案内**

**～全国や広域にまたがり長期的な視点で福祉の向上を目指す団体を応援するプログラム～**

公益財団法人キリン福祉財団（理事長　三宅 占二）は、長期的な視点で全国や広域にまたがる社会的な課題の解決に取り組むボランティアを応援する「キリン・福祉のちから開拓事業」の募集要綱を決定しましたので、下記の通りご案内申し上げます。

なお、本公募は全国や広域（複数の都道府県）にまたがる取り組みが対象となります。地域内（一つの都道府県内）での活動は、「キリン・地域のちから応援事業」にてお申し込み下さい（申し込み受付期間は同一）。

記

**１．助成対象となる事業**

障害者福祉分野、高齢者福祉分野、児童・青少年健全育成分野、地域社会福祉分野のボランティア活動を、長期的な視点に立って全国や広域にまたがり実施している、または活動しようと考えている次のような団体に対して助成します。

※ここでの「ボランティア活動」は、自発的・自主的・利他的に行われる無償の活動を指します。

（１）障害者の福祉向上に関わるもの

（２）高齢者の福祉向上に関わるもの

（３）児童・青少年の福祉向上に関わるもの

（４）地域社会の福祉向上に関わるもの

上記の、社会課題・問題を直接解決するための取り組み、啓発活動、政策提言やアドボカシー、ネ

ットワークの構築・拡大、組織強化、人材の育成、技術や技法の研究、実践のための調査や研究、

モデル化、生活環境をより良いものにするための保全・保護活動、などが対象です。

**２．助成対象とならない事業**

（１）活動が全国もしくは広域（複数の都道府県）にまたがっていない事業。

（２）もっぱら自分たちの楽しみを目的とする趣味の集まりや同好会の活動。

（３）申し込みの事業が行政から委託・補助・助成を受けている活動。

（４）企画・運営を包括的に他の団体などに委託した（申し込み団体と運営団体が異なる）

事業。

（５）物品購入のみの事業申し込み（活動への助成を趣旨としたプログラムのため。活動で必須

　　　　な物品の購入については認めますので、企画書にその活用方法について記載下さい）。

**３．助成対象となる団体**

（１）１０名以上のメンバーが活動する団体・グループであること。

※ＮＰＯなどの法人格の有無、および活動年数は問いません。

※障害者・高齢者・子ども・地域活性などを推進する団体、それらを支援する団体のどちらでも助成対象と

します。

（２）連絡責任者は満１８歳以上であること。

※年齢は令和６年４月１日（月）現在の満年齢とします。

**４．助成対象となる事業実施期間**

令和６年４月１日（月）～令和７年３月３１日（月）

**５．助成金額**

１件（一団体）あたりの上限額は１００万円（プログラム助成総額５００万円）です。

原則として単年度助成です。

※ただし、取り組みの領域や内容が喫緊なものであること、活動の継続が必要であるなどと判断されるものに

ついては、選考委員会・理事会での審議を経て最長３ヶ年助成を延長することがあります。

また、当財団が取り組む計画助成に移行し中長期での助成についても検討します。

※審査の結果、申請金額の一部を減額させていただく場合があります。

※助成金については、令和６年５月末をめどに全額を一括で支払います。

※申請された事業に対しての自己資金の有無は問いません。

**６．助成対象となる経費（いずれも活動に直接必要なものに限る）**

（１）旅費・交通費：鉄道、バス、ガソリン代などの交通費や宿泊費（実費）

（２）備品費 ：文具、教材などの購入費用（使っても残るもの）

（３）消耗品費　　 ：用紙、食材、衛生資材などの購入費用（使ったら減ったり無くなるもの）

（４）制作費 ：ポスター、パンフレットなどの作成費用

（５）通信費 ：郵送、宅配便、Web会議の導入費用などの費用

（６）会場費 ：会場使用料、会場設営などの費用

（７）謝金 ：外部講師、外部ボランティアなどに対する謝礼金

（８）その他 ：上記経費項目以外の活動に必要な経費

**７．助成対象にならない経費**

（１）団体メンバーの人件費、団体メンバーへの講師料などの謝礼金

（２）活動の拠点となる事務所などの家賃、光熱費、通信費など

（３）事務所や居宅などで恒常的に使う備品の購入費用（パソコン、コピー機、プリンターなどの

汎用機材など）

（４）活動の拠点となる事務所などの設備工事費用、車両などの購入費用

（５）その他、申し込みの事業には直接関係のない費用

**８．選考方法・基準および発表方法**
（１）選考委員会にて選考を行います。(書類選考)

〔令和６年度選考委員一覧、敬称略、五十音順〕

・午頭　潤子　 (白梅学園大学　准教授)

・三浦　剛　　　 (東北福祉大学　教授)

・森　玲子　　 (東京ボランティア・市民活動センター　相談担当専門員）

・栁沢　志津子 (徳島大学大学院　講師)

・山田　勝美　　(山梨県立大学　教授)

（２）選考基準

①活動の新規性

挑戦的・萌芽的な活動で、中長期の視点で新たな社会課題の解決や福祉の向上を目指

したもの。

②活動の波及性

活動の社会に与える影響が大きく、他の事業のモデルとなり、社会的な波及効果が期待

できる。

全国やいくつかの地域をつなげた広域な活動（または活動をしようと考えており）により、
つながりなどを形成する意図が盛り込まれている。法や制度の新設・改正に向けてのアドボカシーとなるもの。

③活動の発展性

一過性の活動でなく、今後も継続・発展させていく中長期の具体的な計画がある。

④事業目標・計画の明確さ

事業の目的が明確であり、目標を実現するための事業計画・資金計画が適性かつ合理

的である。

※申し込みの事業内容と予算の整合性がとれていない場合は、選考委員の審査の対象外となります。

（３）発表方法

結果は令和６年３月下旬までに、全ての申し込み団体の連絡責任者宛に文書にて連絡しま

す。なお、不採択の理由などについてはお知らせできません。

**９．申し込み受付期間**

令和５年９月４日（月）～１０月３１日（火）　当日消印有効

※上記期間外の消印は受け付けません。計画的な投函をお願いいたします。

**１０．申し込み方法**

（１）【令和６年度「キリン・福祉のちから開拓事業」申込書】に必要事項を記入の上、捺印した正本１部を当財団宛に郵送下さい。正本のコピーはお手元に保管下さい。

なお、申し込み書・資料にはホチキス・クリップ留めをしないで下さい。送り状も不要です。

（２）郵送いただいた書類などの返却はできませんので、予めご了承下さい。

（３）申し込み書類一式は、当財団のホームページ(https://foundation.kirinholdings.com/)

からダウンロードできます（PDF・EXCELまたはテキストデータ）。

**１１．個人情報について**

（１）記載いただいた個人情報（代表者及び連絡責任者の氏名・住所・連絡先など）は、選考

手続に際し選考委員などへ提供する他、選考結果の連絡などに利用します。

（２）助成が決定した場合は、団体名称・所在地・代表者名をニュースリリースとしてマスコミに

案内する際に利用します。

また、団体名称・事業名称は当財団が発行・公開する「年次報告書」に掲載します。

　　　上記以外の目的で個人情報を利用することはありません。

また、法令などの定めに基づく場合や、人の生命、身体または財産の保護のために必要とする場合

を除いて第三者へ提供することはありません。

**１２．注意事項**

**下記に抵触した場合、審査の対象外となりますのでご注意下さい。**

1. 本公募は**全国や広域（複数の都道府県）にまたがる取り組み**が対象となります。地域内（一つの都道府県内）での活動は対象とはなりません。
2. １団体１つの申し込みとさせていただきます。

（３）「(４)助成対象となる事業内容」欄の事業名称については、**必ず３０文字以内**で記載

下さい。パソコンで入力する場合は全角で入力下さい。なお、句読点・かぎかっこは１文字

でカウントします。

（４）「(7)収支予算」欄は、必ず**収入の部合計と支出の部合計が一致**するようにして下さい。

　　　　　　　　　※収入の部合計と支出の部合計が一致しない場合は、選考委員による審査の対象外となります。

（５）過去に当財団より「子育て応援事業」「シルバー『力』応援事業」「子ども『力』応援事業」

「地域のちから応援事業」「福祉のちから開拓事業」などの助成を受けたことがある場合は、

「(9)過去に当財団から助成を受けた実績」欄に記載下さい。

（６）「**(14)推薦者」欄は記載必須**です。団体の日常の活動または活動の趣旨を良く知って

いる、団体外の方かつ利害関係がない方に依頼して下さい。社会福祉協議会、ボランティア
センター、学校、行政の職員などに依頼されるケースが一般的です。また、推薦者氏名は必ず**自署**を依頼して下さい。

※推薦者が団体内の方や利害関係がある場合は、選考委員による審査の対象外となります。

※未記入、未捺印、氏名が自署でない場合は審査の対象外となります。

（７）助成が決定した事業について他の助成先からの助成も決定した場合には、相談の上、当財

団からの助成金額を減額、または助成を辞退いただくことがあります。

（８）申請内容に虚偽の記載があることが判明した場合には、助成決定を取消させていただく

ことがあります。

**１３．その他**

（１）助成金は申請された事業内容のみの使用に限定します。なお、事業実施期間（当該

年度内）に助成金を使用できなかった場合、残金は返金していただきますので、速やか

に事務局まで連絡下さい。

返金方法については改めて案内します。

（２）申請内容などの事前の相談については、随時受け付けていますので、当財団事務局

へ電話・メール・ファックスで連絡下さい。

以上

【お問合せ先】

公益財団法人キリン福祉財団　事務局（北村・年代）

Tel：03-6837-7013　Fax：03-5343-1093

Ｅメール：fukushizaidan@kirin.co.jp

ホームページ：<https://foundation.kirinholdings.com/>

【申し込み書送付先】

〒164-0001　東京都中野区中野四丁目１０番２号　中野セントラルパークサウス

公益財団法人キリン福祉財団　令和６年度「キリン･福祉のちから開拓事業」事務局

北村・年代　宛